

第 1 章

介護保険サービスの提供

第1章 介護保険サービスの提供

1. 現状と課題

< 現 状 >

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるシステムとして定着してきました。

本市の要介護認定者は、平成12年4月から平成20年9月末までの8年余りで8,578人から25,610人へと約3倍に増えています。

サービスの供給面から見ると、居宅サービス事業者の活発な参入や計画的な施設整備により、サービス供給体制も順調に整備されてきました。しかし、依然として特別養護老人ホームへの入所希望者は多く、訪問介護や通所介護などの居宅サービスにおいても利用意向は高い状況が続いています。

さらに、平成18年4月から介護予防訪問介護や介護予防通所介護などの予防給付のほか、高齢者が身近な地域での生活が継続できる小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスが開始されています。

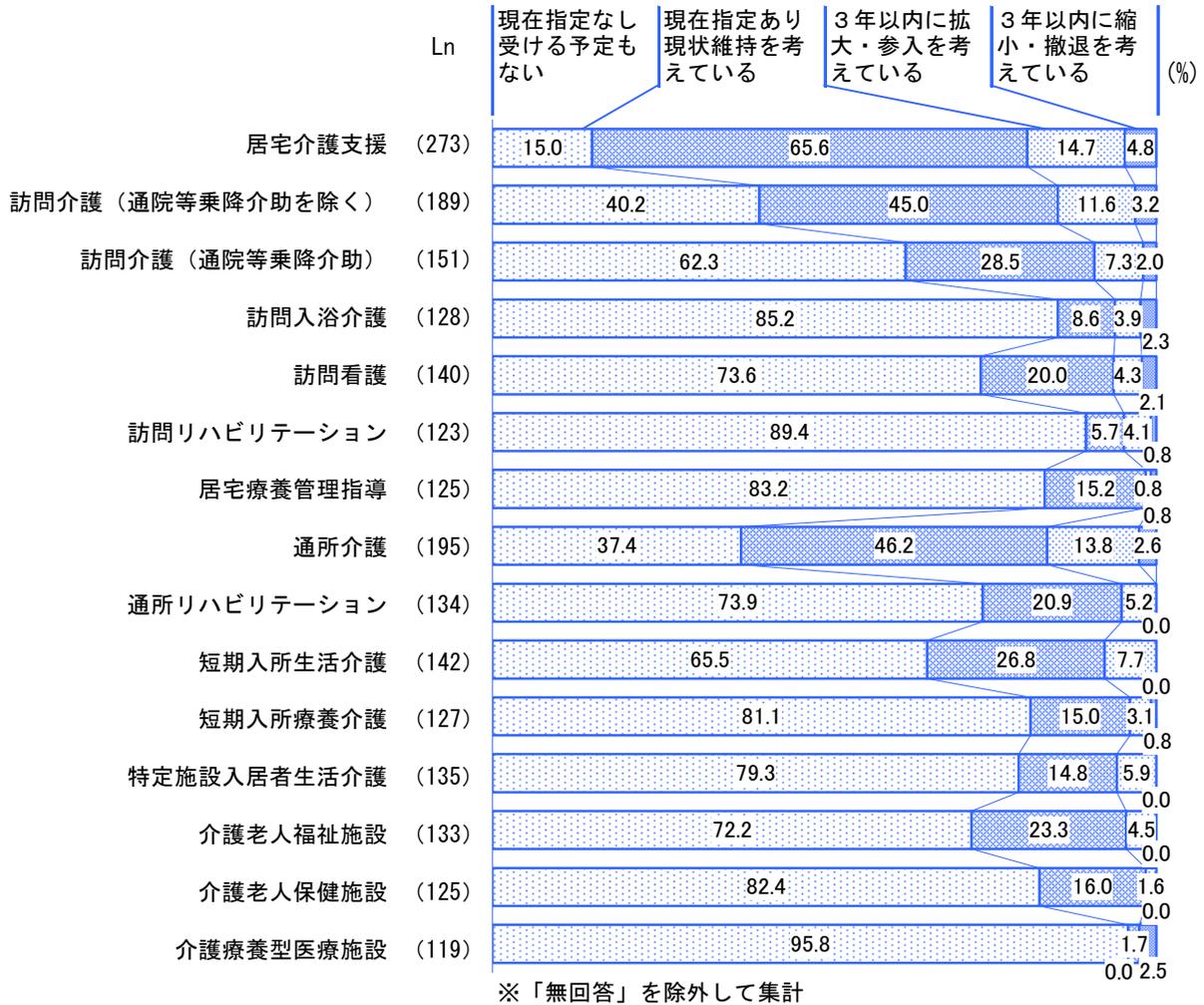
実態調査（サービス供給者調査）によると、介護サービス事業の千葉市への参入の考えについて、「3年以内に拡大・参入を考えている」は、「居宅介護支援」14.7%、「通所介護」13.8%となっている一方で、「3年以内に縮小・撤退を考えている」は、「居宅介護支援」4.8%などとなっています。そして、介護サービス事業を展開する上で、千葉市に支援、充実してほしいと思うこととして、「介護保険制度に関する情報の提供」が56.2%と最も高く、次いで「介護保険制度の理解向上への取組み」42.7%、「処遇困難者への対応」35.4%、「サービス提供者のための研修の実施」32.5%などとなっています。

< 課 題 >

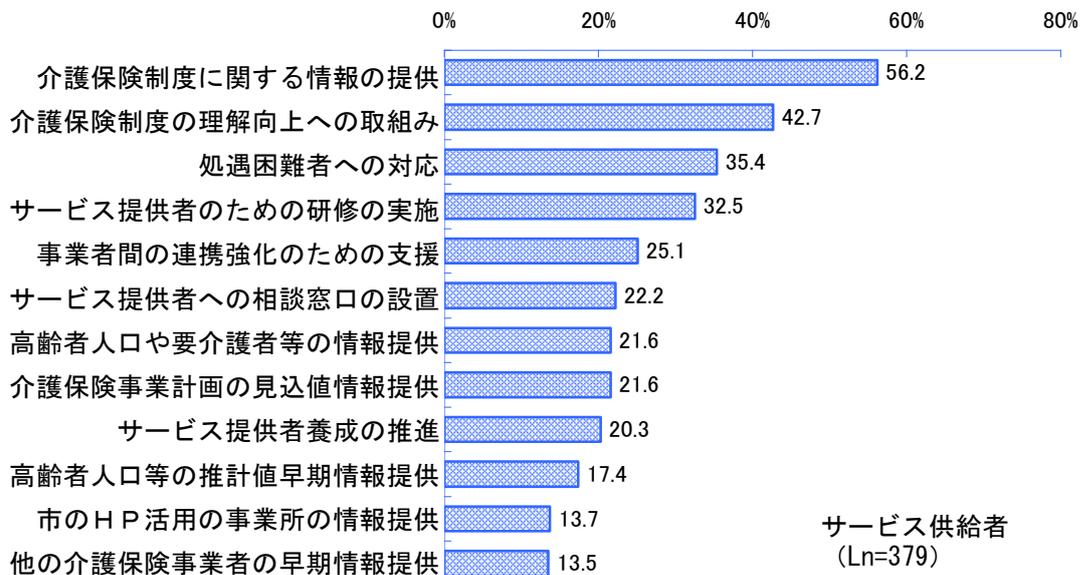
今後は、団塊の世代が高齢期に到達するなど、制度の利用者はますます増えることが予想されることから、引き続き居宅サービスの必要量を確保するとともに、地域バランスに配慮した施設整備やグループホームなど居住系サービスの適切な民間事業者の参入促進が求められています。

また、要介護度が比較的軽い人に対して、自分自身が有している能力を生かし、要介護状態の改善・悪化防止を図りつつ、地域において自立した日常生活を送ることを支援するため、予防給付、地域密着型サービスを適切に提供できるようにしていく必要があります。

図表 1-1 介護サービス事業の千葉市への参入の考え



図表 1-2 介護サービス事業を展開する上で、千葉市に支援、充実してほしいと思うこと

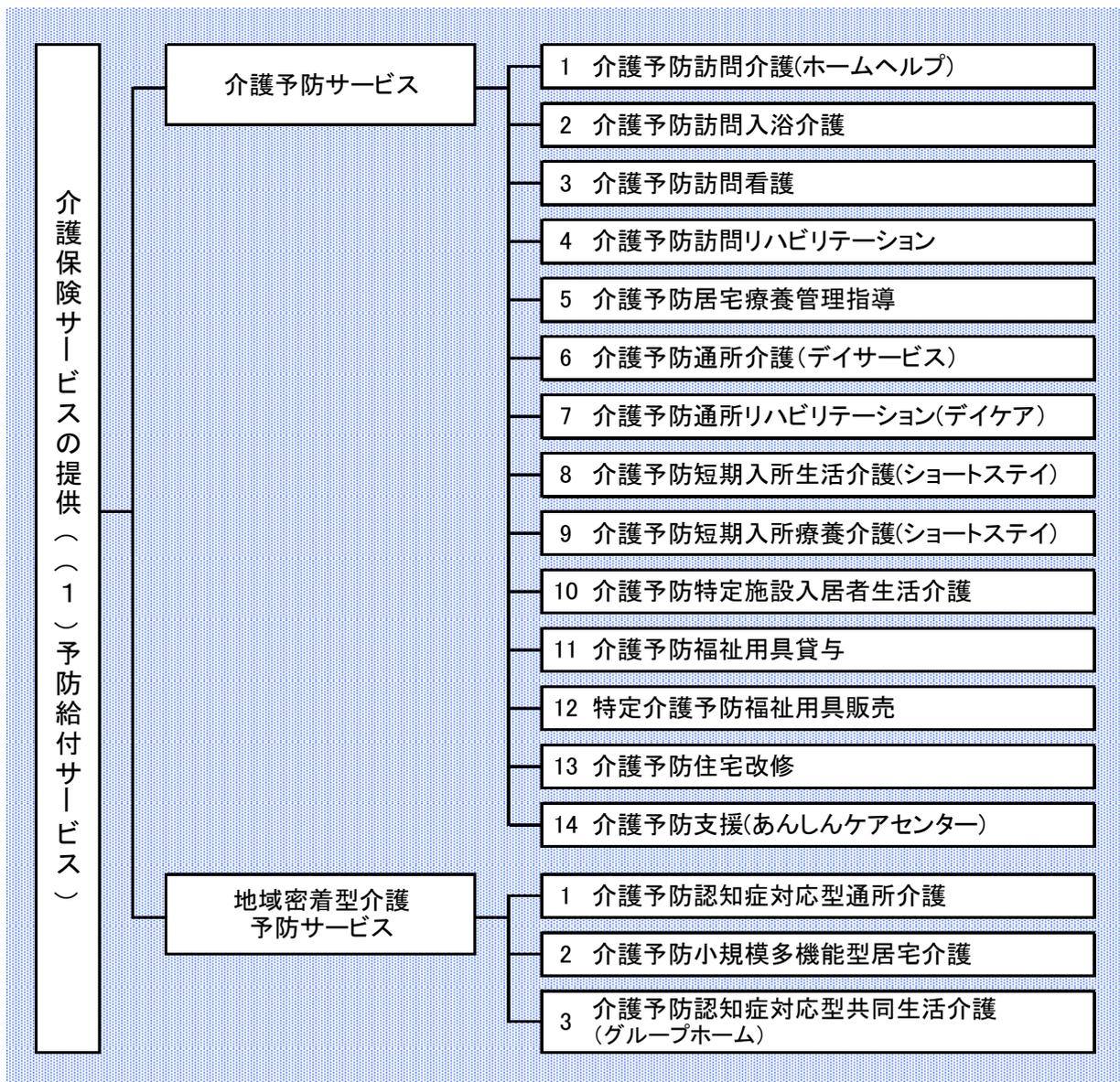


<出典>実態調査 ※「その他」、「特になし」、「無回答」は省略している。

2. 施策の方向性

要介護者等の増加に伴う介護保険のサービス量を確保するため、民間事業者への情報提供を行い参入を促すとともに、地域バランスに配慮した施設整備を進めます。また、予防給付サービスや地域密着型サービスを適切に提供していきます。

3. 主要施策



介護保険サービスの提供（２）介護給付サービス

居宅サービス

- 1 訪問介護(ホームヘルプ)
- 2 訪問入浴介護
- 3 訪問看護
- 4 訪問リハビリテーション
- 5 居宅療養管理指導
- 6 通所介護(デイサービス)
- 7 通所リハビリテーション(デイケア)
- 8 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 9 短期入所療養介護(ショートステイ)
- 10 特定施設入居者生活介護
- 11 福祉用具貸与
- 12 特定福祉用具販売
- 13 住宅改修
- 14 居宅介護支援

地域密着型サービス

- 1 夜間対応型訪問介護
- 2 認知症対応型通所介護
- 3 小規模多機能型居宅介護
- 4 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設サービス

- 1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 2 介護老人保健施設
- 3 介護療養型医療施設

(1) 予防給付サービス

予防給付の対象サービスについては、指定居宅サービス事業者等連絡会議などを通じた適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促し必要な提供体制の整備を図ります。また、地域密着型サービスについては、計画的に整備を進めます。

【 介護予防サービス 】

番号	サービス名	確保策
1	介護予防訪問介護	民間事業者等の積極的な参入により必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用意向が高いサービスであることから、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
2	介護予防訪問入浴介護	利用は比較的少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
3	介護予防訪問看護	利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き医療機関等に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
4	介護予防訪問リハビリテーション	医療機関等の理解や協力が得られるよう、必要な情報提供等を行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
5	介護予防居宅療養管理指導	医療機関によって必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供を行っていきます。
6	介護予防通所介護	社会福祉法人等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
7	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関の理解や協力が得られるよう、必要な情報提供等を行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
8	介護予防短期入所生活介護	利用は比較的少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き介護老人福祉施設への併設及び各事業者に対する情報提供等を行っていきます。
9	介護予防短期入所療養介護	利用は比較的少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き介護老人保健施設への併設及び各事業者に対する情報提供等を行っていきます。
10	介護予防特定施設入居者生活介護	自立者や要支援者も入居可能な有料老人ホーム等については、当該施設の協力を得ながら、必要なサービス量の確保に努めます。
11	介護予防福祉用具貸与	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
12	特定介護予防福祉用具販売	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
13	介護予防住宅改修	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況です。
14	介護予防支援	あんしんケアセンターと居宅介護支援事業者へのプラン作成委託により、必要なサービス量の確保に努めます。

【 地域密着型介護予防サービス 】

番号	サービス名	確保策
1	介護予防認知症対応型通所介護	利用者の選択の幅が広がるよう、認知症対応型通所介護の参入を計画している事業者に対して併設を働きかけていきます。
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行って参入を促し、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者の選択の幅が広がるよう、認知症対応型共同生活介護の参入を計画している事業者に対して併設を働きかけていきます。

(2) 介護給付サービス

居宅サービスについては、指定居宅サービス事業者等連絡会議などを通じた適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促しサービス提供体制の充実を図ります。

また、地域密着型サービスについては、計画的に整備を進めます。

施設サービスについては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設について、入所希望等の状況を踏まえるとともに、地域的な配置バランスに考慮しながら、計画的に整備を促進します。

【 居宅サービス 】

番号	サービス名	確保策
1	訪問介護	民間事業者等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用意向が高いサービスであることから、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
2	訪問入浴介護	民間事業者等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、情報提供等を行っていきます。
3	訪問看護	訪問看護ステーションや医療機関によって、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き医療機関等に対して、情報提供等を行っていきます。
4	訪問リハビリテーション	医療機関等の理解や協力が得られるよう、必要な情報提供等を行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
5	居宅療養管理指導	医療機関によって、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。

番号	サービス名	確保策
6	通所介護	社会福祉法人等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
7	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関の理解や協力が得られるよう、必要な情報提供等を行い、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
8	短期入所生活介護	介護老人福祉施設との併設による計画的な施設整備と、必要な情報提供等を行い、今後もサービス量の確保に努めます。 【目標量】（介護予防短期入所生活介護分を含む） 平成20年度見込み 538人分 平成23年度目標量 604人分
9	短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療機関の理解や協力が得られるよう、必要な情報提供等を行い、今後もサービス量の確保に努めます。
10	特定施設入居者生活介護	介護専用型については、介護保険施設や認知症高齢者グループホームの整備状況を見ながら、必要なサービス量を確保できるよう、有料老人ホーム設置事業者に必要な情報提供を行っていきます。 自立者や要支援者も入居可能な有料老人ホーム等については、施設の協力を得ながら、必要なサービス量の確保に努めます。
11	福祉用具貸与	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、各事業者に対しては今後も引き続き必要な情報提供等を行っていきます。
12	特定福祉用具販売	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
13	住宅改修	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況です。
14	居宅介護支援	民間事業者等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。

※ 番号8の確保策欄の【目標量】は、本市が必要な利用定員等を定め、計画的に整備するものを計上している。

【 地域密着型サービス 】

番号	サービス名	確保策
1	夜間対応型訪問介護	各事業者に必要な情報提供等を行って参入を促し、必要なサービス量の確保に努めます。
2	認知症対応型通所介護	必要なサービス量は概ね確保されている状況ですが、今後も引き続き必要な情報提供等を行っていきます。
3	小規模多機能型居宅介護	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行って参入を促し、地域密着型の入所系、居住系サービスと併設することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。 【目標量】 平成20年度見込み 0か所 平成23年度目標量 1か所
4	認知症対応型共同生活介護	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行うとともに、必要利用定員数に達した圏域については新たな事業所指定を行わないことも含め、圏域毎に適正な整備が行われるよう努めます。
5	地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模多機能型居宅介護の併設居住スペースとしての役割が求められることから、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とし、必要利用定員に留意しながら、整備を促進します。
6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模多機能型居宅介護の併設居住スペースとしての役割が求められることから、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とし、「千葉県高齢者保健福祉計画」との整合を図りながら、整備を促進します。 【目標量】 平成20年度見込み 0人分 平成23年度目標量 29人分

※ 番号3及び8の確保策欄の【目標量】は、本市が必要な利用定員等を定め、計画的に整備するものを計上している。

【 施設サービス 】

番号	サービス名	確保策	所管課
1	介護老人福祉施設	<p>「千葉県高齢者保健福祉計画」との整合や、地域的な配置バランスに留意しながら、整備の促進に努めます。</p> <p>なお、施設整備にあたっては、在宅の要支援・要介護者を支援するため、通所介護や短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護等の在宅サービス機能の併設を進めます。</p> <p>【目標量】 平成20年度見込み 2,302人分 平成23年度目標量 2,512人分</p>	高齢施設課
2	介護老人保健施設	<p>「千葉県高齢者保健福祉計画」との整合や、地域的な配置バランスに留意しながら、整備の促進に努めます。</p> <p>なお、施設整備にあたっては、在宅の要支援・要介護者を支援するため、通所リハビリテーションや短期入所療養介護等の在宅サービス機能の併設を進めます。</p> <p>【目標量】 平成20年度見込み 1,952人分 平成23年度目標量 2,273人分</p>	高齢施設課
3	介護療養型医療施設	<p>制度改正の趣旨に沿って、順次他の施設や居住系サービスへの転換を円滑に進めます。</p>	高齢施設課

※ 番号1及び2の確保策欄の【目標量】は、本市が必要な利用定員等を定め、計画的に整備するものを計上している。

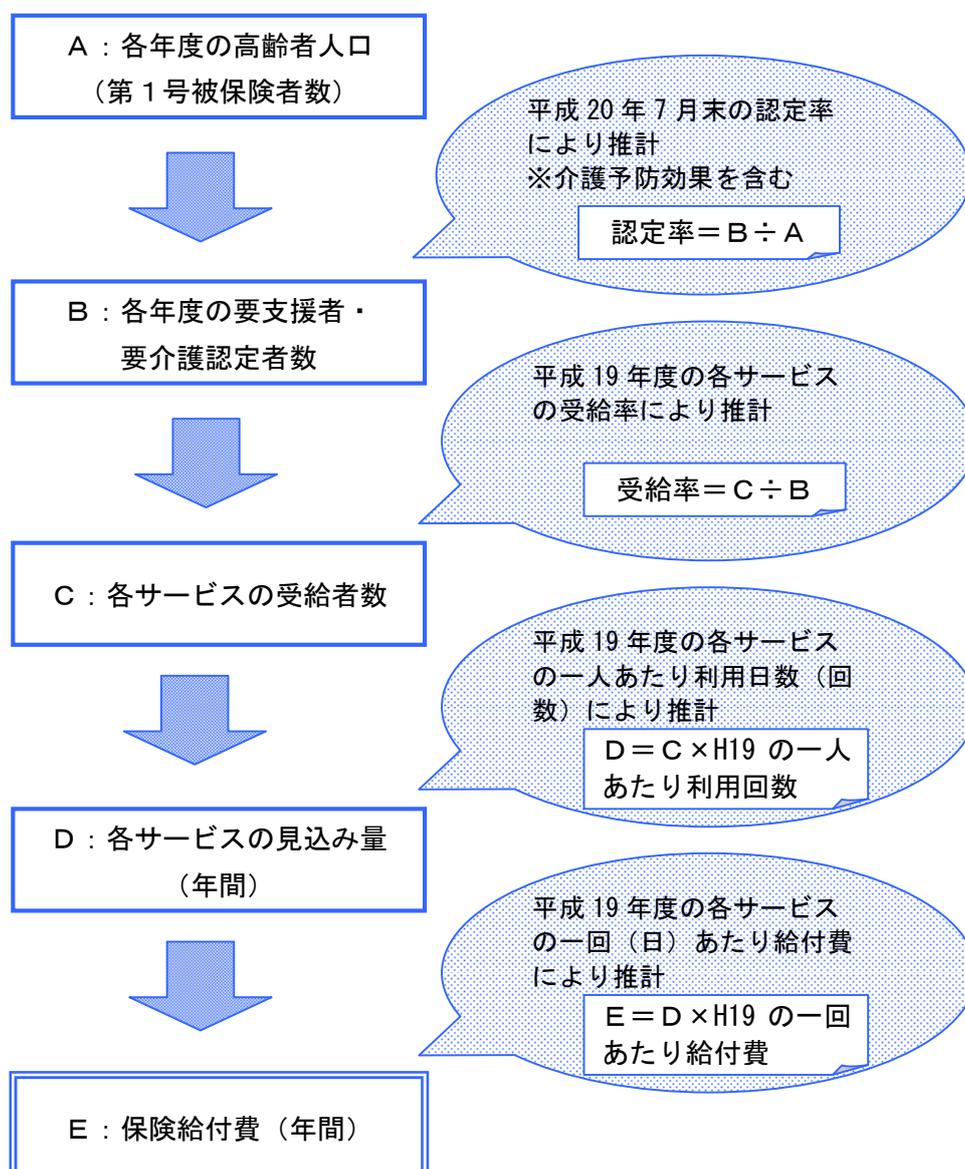
4. 介護保険給付対象サービスの量等の見込み

(1) 見込みにあたっての基本的な考え方

介護保険の給付対象となるサービスの量等の見込みについては、国の参酌標準を踏まえるとともに、次の基本的な考え方に基づき、推計しました。

- 第3期介護保険事業運営期間（平成18～20年度）の実績をもとに、実態調査で得られた要支援高齢者、市民及び事業者のニーズなどを反映させます。
- 事業者の参入意向を勘案します。

図表 1-3 保険給付費の推計の流れ



(2) 人口、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み

人口、要介護認定者数及びサービス利用者数は、図表 1-4、図表 1-5 のとおり推計しました。

本市の高齢化率は、これまで、全国・千葉県平均よりも低く推移してきました。しかし、今後は、急速に高齢化が進展すると見込まれています。

これに伴って、要介護認定者数及びサービス利用者数は、引き続き増加するものと予想されます。

図表 1-4 人口及び被保険者数の見込み

(単位:人、%)

項目	期・年度	第3期	第4期計画期間			第5期
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
総人口		944,557	946,529	952,291	956,233	967,216
被 保 険 者 数	第1号被保険者	175,489	185,143	191,528	196,023	225,425
	65～74歳	110,485	115,455	116,618	115,818	129,668
	75歳以上	65,004	69,688	74,910	80,205	95,757
	第2号被保険者	319,675	320,464	326,015	332,020	335,011
	40～64歳					
合計		495,164	505,607	517,543	528,043	560,436
高齢化率		18.58%	19.56%	20.11%	20.50%	23.31%

- ※ 時点は各年度9月30日
- ※ 平成20年度は実績値、平成21年度以降は推計値
- ※ 平成20年度の総人口は登録人口
- ※ 高齢化率＝第1号被保険者数÷総人口

図表 1-5 要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み

(単位:人、%)

項目	期・年度	第4期計画期間				第5期
		第3期	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
高齢者人口(第1号被保険者)		175,489	185,143	191,528	196,023	225,425
認定者数合計		25,610	27,342	28,997	30,663	36,422
要支援1		3,583	3,826	4,062	4,298	5,119
要支援2		4,048	4,370	4,631	4,894	5,806
要介護1		4,373	4,653	4,941	5,234	6,243
要介護2		4,229	4,489	4,757	5,027	5,958
要介護3		3,717	3,948	4,186	4,425	5,248
要介護4		3,189	3,389	3,596	3,806	4,524
要介護5		2,471	2,667	2,824	2,979	3,524
うち、第1号被保険者認定者数		24,554	26,265	27,902	29,547	35,296
第1号被保険者認定率		13.99%	14.19%	14.57%	15.07%	15.66%
サービス利用者数		19,607	20,785	22,061	23,361	
居宅サービス		15,862	16,855	18,069	19,263	
施設サービス		3,745	3,930	3,992	4,098	

※ 時点は、各年度 9 月 30 日

※ 平成 20 年度は実績値、平成 21 年度以降は推計値

※ 認定率(第1号被保険者) = 認定者数(第1号被保険者) ÷ 第1号被保険者数

(3) サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み

サービス利用実績をもとに、要介護認定者数、サービス利用者数の増加や、実態調査で示された今後の利用意向・参入意向などを勘案して、予防給付サービスについては図表 1-6、介護給付サービスについては図表 1-7 で示すように推計しました。

このうち地域密着型サービスについては、各日常生活圏域の要介護認定者数等を勘案し、日常生活圏域別のサービス見込量を算出しました。(図表 1-8)

＜参考＞施設サービスについての参酌標準

- 1 平成 26 年度において、要介護 2～5 の認定者数に対する介護保険施設及び介護専用型居住系サービスの利用者割合を 37%以下とします。
(「介護専用型居住サービス」とは、認知症対応型共同生活介護及び介護専用型特定施設をいいます。)
- 2 平成 26 年度において、介護保険施設の利用者全体に占める要介護 4, 5 の方の割合を 70%以上とします。
- 3 療養病床から介護老人保健施設等へ転換する分についても、サービス量を見込みます。

図表 1-6 予防給付対象サービスの目標値

サービス種類	期・年度	第3期		第4期計画期間		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
(1) 介護予防サービス	単位					
①介護予防訪問介護	人	2,303	2,721	2,886	3,052	
②介護予防訪問入浴 介護	人	4	45	48	51	
	回	111	93	99	105	
③介護予防訪問看護	人	81	96	102	108	
	回	1,878	3,202	3,395	3,589	
④介護予防訪問リハビリ テーション	人	17	14	15	15	
	日	770	689	731	772	
⑤介護予防居宅療養 管理指導	人	178	182	198	215	
⑥介護予防通所介護	人	1,177	1,274	1,351	1,429	
⑦介護予防通所リハビリ テーション	人	386	463	491	519	
⑧介護予防短期入所 生活介護	人	34	47	49	52	
	日	2,126	2,984	3,165	3,346	
⑨介護予防短期入所 療養介護	人	5	8	8	8	
	日	297	424	449	463	
⑩介護予防特定施設 入居者生活介護	人	209	222	234	247	
⑪介護予防福祉用具 貸与	人	507	450	477	504	
⑫特定介護予防福祉 用具販売	人	49	32	32	32	
⑬介護予防住宅改修	人	34	36	36	36	
(2) 地域密着型介護予防 サービス						
①介護予防認知症 対応型通所介護	人	1	2	3	3	
	回	77	181	192	202	
②介護予防小規模 多機能型居宅介護	人	8	12	23	32	
③介護予防認知症 対応型共同生活介護	人	5	4	4	5	
(3) 介護予防支援	人	3,660	4,125	4,376	4,627	

※ 「回」・「日」は年間延べ利用回数（日数）、「人」は1月あたり人数

※ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションは包括報酬のため回数の設定はできない。

※ 平成 20 年度は実績見込み、平成 21 年度以降は計画値

図表 1-7 介護給付対象サービスの目標値

サービス種類	期・年度	第3期		第4期計画期間		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
(1) 居宅サービス	単位					
①訪問介護	人	4,415	5,196	5,474	5,728	
	回	1,339,860	1,548,580	1,627,621	1,695,053	
②訪問入浴介護	人	590	687	714	727	
	回	34,884	39,626	41,120	41,794	
③訪問看護	人	1,177	1,293	1,356	1,406	
	回	71,113	75,210	78,699	81,170	
④訪問リハビリテーション	人	125	134	141	147	
	日	6,757	6,840	7,202	7,513	
⑤居宅療養管理指導	人	2,349	2,465	2,758	3,086	
⑥通所介護	人	3,957	4,112	4,357	4,595	
	回	418,901	423,603	448,777	473,100	
⑦通所リハビリテーション	人	1,769	1,913	2,028	2,139	
	回	163,205	172,185	182,542	192,577	
⑧短期入所生活介護	人	1,402	1,460	1,539	1,609	
	日	198,425	211,211	222,228	231,683	
⑨短期入所療養介護	人	241	305	320	328	
	日	25,803	29,692	31,120	31,986	
⑩特定施設入居者生活介護	人	794	970	1,207	1,415	
⑪福祉用具貸与	人	4,880	5,209	5,498	5,752	
⑫特定福祉用具販売	人	141	140	140	140	
⑬住宅改修	人	71	83	83	83	
(2) 地域密着型サービス						
①夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	25	
②認知症対応型通所介護	人	129	143	151	158	
	回	11,777	12,910	13,619	14,243	
③小規模多機能型居宅介護	人	38	57	103	152	
④認知症対応型共同生活介護	人	1,129	1,179	1,239	1,330	
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	52	104	
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	0	0	26	26	
(3) 居宅介護支援	人	9,406	10,355	10,954	11,519	

サービス種類	期・年度	第3期		第4期計画期間		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
(4) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	人	2,014	2,123	2,196	2,268	
②介護老人保健施設	人	1,519	1,584	1,612	1,743	
③介護療養型医療施設	人	212	223	158	61	
④療養病床(医療保険適用)からの転換分	人		0	3	15	

※ 「回」・「日」は年間延べ利用回数(日数)、「人」は1月あたり人数

※ 訪問介護の1回は1時間

※ 平成 20 年度は実績見込み、平成 21 年度以降は計画値

図表 1-8 地域密着型サービス(日常生活圏域別)(続く)

区	圏域番号	夜間対応型訪問介護 (単位:人)			認知症対応型通所介護(単位:回)					
					介護予防認知症対応型通所介護			認知症対応型通所介護		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中央	1	0	0	3	24	25	26	1,691	1,784	1,866
	2	0	0	3	19	20	21	1,374	1,449	1,515
花見川	3	0	0	2	14	15	15	975	1,029	1,076
	4	0	0	3	21	22	24	1,510	1,593	1,666
稲毛	5	0	0	2	12	13	13	840	887	927
	6	0	0	2	16	17	18	1,119	1,181	1,235
若葉	7	0	0	3	24	25	27	1,702	1,795	1,878
	8	0	0	2	12	13	14	886	935	978
緑	9	0	0	2	11	12	13	801	845	884
	10	0	0	1	9	10	10	660	696	728
美浜	11	0	0	1	9	9	10	624	658	688
	12	0	0	1	10	11	11	728	767	802
市全域		0	0	25	181	192	202	12,910	13,619	14,243

図表 1-8 地域密着型サービス（日常生活圏域別）（続き）

区	圏域番号	小規模多機能型居宅介護(単位:人)						認知症対応型共同生活介護(単位:人)					
		介護予防小規模多機能型居宅介護			小規模多機能型居宅介護			介護予防認知症対応型共同生活介護			認知症対応型共同生活介護		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
中央	1	1	3	4	7	13	20	1	1	1	155	162	174
	2	1	2	3	6	11	16	1	1	1	126	132	142
花見川	3	1	2	2	4	8	12	0	0	0	89	94	100
	4	1	3	4	7	12	18	1	1	1	138	145	156
稲毛	5	1	2	2	4	7	10	0	0	0	77	81	87
	6	1	2	3	5	9	13	0	0	1	102	107	115
若葉	7	1	3	4	7	14	20	1	1	1	155	163	175
	8	1	2	2	4	7	10	0	0	0	81	85	91
緑	9	1	1	2	4	6	9	0	0	0	73	77	83
	10	1	1	2	3	5	8	0	0	0	60	63	68
美浜	11	1	1	2	3	5	7	0	0	0	57	60	64
	12	1	1	2	3	6	9	0	0	0	66	70	75
市全域		12	23	32	57	103	152	4	4	5	1,179	1,239	1,330

区	圏域番号	地域密着型特定施設入居者生活介護(単位:人)			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(単位:人)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
中央	1	0	7	14	0	3	3
	2	0	6	11	0	3	3
花見川	3	0	4	8	0	2	2
	4	0	6	12	0	3	3
稲毛	5	0	3	7	0	2	2
	6	0	4	9	0	2	2
若葉	7	0	7	14	0	3	3
	8	0	4	7	0	2	2
緑	9	0	3	6	0	2	2
	10	0	3	5	0	1	1
美浜	11	0	2	5	0	1	1
	12	0	3	6	0	2	2
市全域		0	52	104	0	26	26

(4) 地域密着型サービス（施設系・居住系）の必要利用定員総数

地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスの必要利用定員総数を、サービス見込量等を勘案して算出しました。（図表 1-9）

なお、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については日常生活圏域別に見込み、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については少人数であることから、市全域で見込みました。

図表 1-9 地域密着型サービス（施設・居住系）の必要利用定員総数（日常生活圏域別）

（単位：人）

区	圏域番号	認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型 共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中央	1	185	191	203	0	58	116	0	29	29
	2	150	156	167						
花見川	3	107	112	118						
	4	165	171	182						
稲毛	5	92	96	101						
	6	122	126	134						
若葉	7	186	193	205						
	8	97	100	106						
緑	9	88	92	98						
	10	73	75	80						
美浜	11	68	71	75						
	12	79	83	87						
市全域		1,412	1,466	1,556	0	58	116	0	29	29

5 費用の見込みと保険料

(1) 保険給付費等の見込み

保険給付費及び地域支援事業費については、図表 1-10 のとおり見込みました。

図表 1-10 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

(単位:百万円)

サービス種類	期・年度	第4期計画期間目標値			
	第3期 平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
保険給付費	35,225	37,388	39,561	41,835	
居宅サービス	20,830	23,597	25,575	27,412	
介護サービス	19,153	21,558	23,406	25,109	
介護予防サービス	1,677	2,039	2,169	2,303	
施設サービス	13,268	12,071	12,146	12,451	
その他	1,127	1,720	1,840	1,972	
地域支援事業費	1,055	847	908	960	
合 計	36,280	38,235	40,469	42,795	

※ 平成20年度は第3期計画値

※ 第4期計画期間の保険給付費は、介護サービスの見込み量に、サービスごとの1回(1日)あたりの平均費用などを乗じて算出した。また、地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業の実績を踏まえ、平成21年度から23年度の各年度の保険給付費のそれぞれ2.3%相当額を設定した。

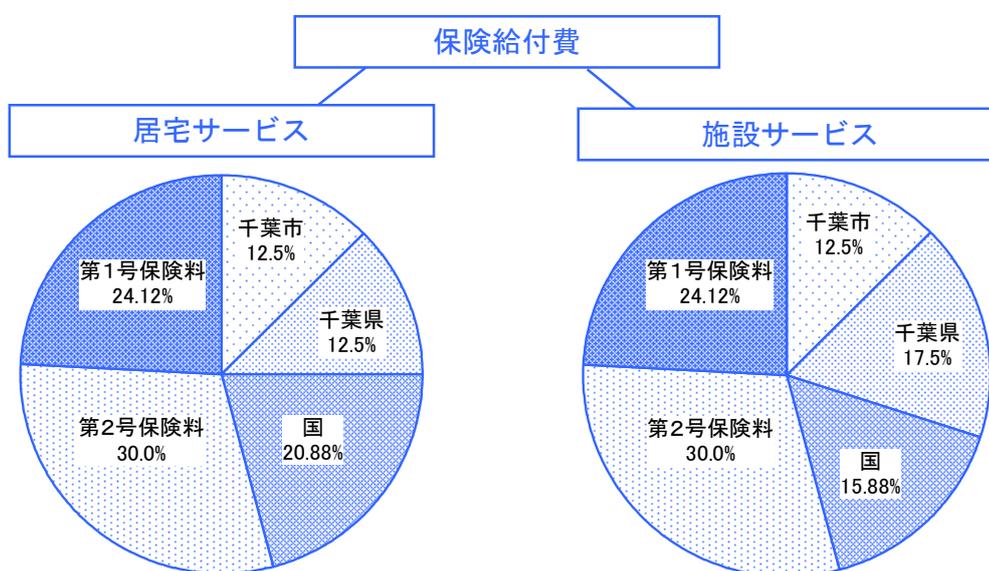
※ その他は、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等、審査支払手数料の合計額

(2) 第1号被保険者の保険料

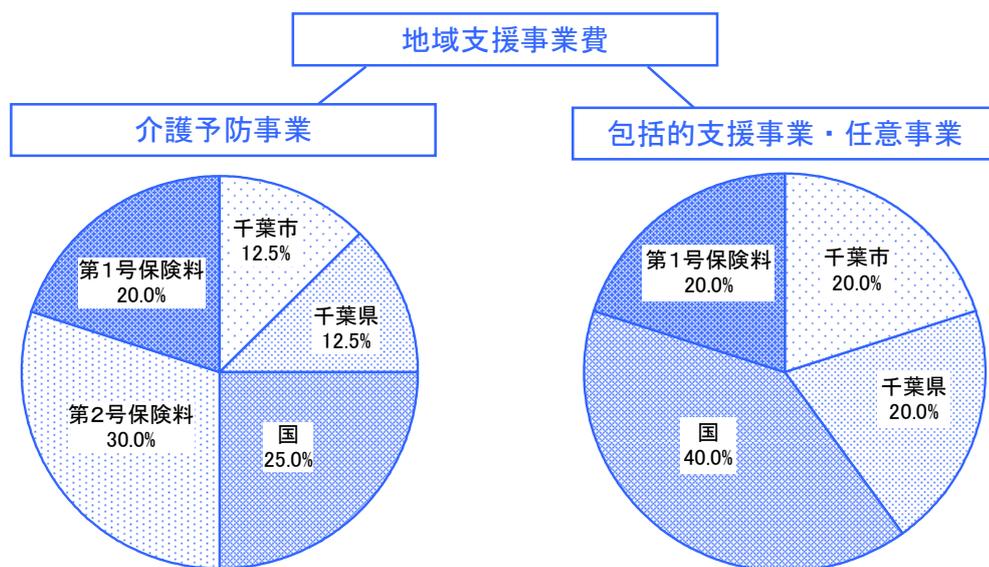
① 費用の負担割合（財源構成）

保険給付費及び地域支援事業費のうち介護予防事業分は、公費（国・県・市）と第1号（65歳以上）及び第2号（40～64歳）被保険者が納める保険料で負担することになっています。また、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分は、公費と第1号保険料で負担します。それぞれの負担割合は、図表 1-11 のように定められています。

図表 1-11 第4期計画における費用の負担割合



※ 保険給付費の第1号保険料負担割合は、市町村間の格差是正のための調整の仕組み（調整交付金）があるため市町村ごとに異なる。標準的な市町村では20%となる。



※ 地域支援事業費は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業とで財源構成が異なる。

② 保険料段階の設定と保険料

平成17年度税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、第3期計画の7段階のうち、第4段階及び第5段階の保険料率の引き下げを行い、第4期計画の保険料段階を9段階とします。

新段階の対象となる方は、新第4段階が、課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方、新第6段階が、合計所得金額が125万円未満の方とし、それぞれの保険料率は、次のとおりとします。

新第4段階	1.00	→	0.90
新第6段階	1.25	→	1.10

また、保険料は次の考え方にに基づき積算しました。

ア 介護給付準備基金については、第3期計画終了時点の基金残高見込み16億8,500万円の全額を取り崩すこととしました。これによる保険料基準額月額引き下げの効果は、243円に相当します。

イ 介護報酬改定に伴う保険料基準額月額の上昇分112円については、国からの交付金により、平成21年度は当該上昇分の全額、平成22年度は当該上昇分の半額を引き下げます。

これにより、第4期計画期間（平成21年度～23年度）の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は3,975円となりますが、国からの交付金による引き下げの結果、平成21年度は3,863円、平成22年度は3,919円となります。

第4期計画期間における
第1号被保険者の保険料基準額（月額） = 3,975円

※ただし、平成21年度は3,863円、平成22年度は3,919円

これにより、平成21年度から平成23年度までの保険料段階と各年度の保険料は、図表1-12のとおりとなります。

図表 1-12 保険料段階と保険料

(単位:円)

第3期 計画	第4期 計画 (新段階)	対 象 者	保 険 料 率	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
				月 額	年 額	月 額	年 額	月 額	年 額
第1段階	第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	× 0.5	1,932	23,178	1,960	23,514	1,988	23,850
第2段階	第2段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方等	× 0.5	1,932	23,178	1,960	23,514	1,988	23,850
第3段階	第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第 2 段階以外の方等	× 0.75	2,897	34,767	2,939	35,271	2,981	35,775
第4段階 (基準額)	第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方等	× 0.9	3,477	41,720	3,527	42,325	3,578	42,930
	第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で第 4 段階以外の方等	× 1.0	3,863	46,356	3,919	47,028	3,975	47,700
第5段階	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の方等	× 1.1	4,249	50,991	4,311	51,730	4,373	52,470
	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方等	× 1.25	4,829	57,945	4,899	58,785	4,969	59,625
第6段階	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の方等	× 1.5	5,795	69,534	5,879	70,542	5,963	71,550
第7段階	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 500 万円以上の方	× 1.75	6,760	81,123	6,858	82,299	6,956	83,475

③ 低所得者に対する本市独自の保険料減免制度

低所得者に対する本市独自の保険料減免制度は、引き続き実施します。これにより、保険料の段階が第3段階の方で、収入、扶養及び資産の状況が一定の要件を満たす方は、申請により保険料を軽減します。